

山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする 研究倫理審査委員会規程

(趣旨)

第1条 山口学芸大学及び山口芸術短期大学（以下「本学」という。）における人を対象とする研究倫理規準第9条第3項に基づき、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 人を対象とした研究の実施に係る計画（以下「研究計画」という。）の審査に関する事項
- (2) 人を対象とした研究終了報告の検証に関する事項
- (3) その他、人を対象とした研究倫理審査に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学長が委嘱する次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 企画課長
- (3) 総務課長
- (4) 研究計画を申請した当該部局の長
- (5) その他学長が必要と認めた者（法律を専門とする学外者等を含む）若干名

2 前項第4号から第5号に掲げる委員は、必要に応じて学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第4号から第5号に掲げる委員の任期は、必要に応じて研究終了報告までとし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学生部長をもって充てる。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ専門的知識を有する者から審査のための意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、次の各号に掲げる責務を負うこととする。

- (1) 審査を受ける研究者の権利と福利が不当に損なわれることなく、研究が実施されるために必要な審査及び助言を行う。

(2) 職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を委員会に申告しなくてはならない。

(3) 人を対象とする研究計画の審査に必要な知識についての講習又は教育を受けなければならない。

(4) 職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査申請)

第8条 研究計画の審査を希望する研究者は、あらかじめ研究計画を策定し、研究倫理審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）により、学長に申請し承認を得ることとする。

2 前項の申請は、研究を代表する者（以下「研究代表者」という。）が行うものとし、大学院生、学部学生、研究生等（以下「学生等」という。）が行う場合にあっては、当該学生等の研究を指導する教員が行うものとする。

(審査手続)

第9条 学長は、申請書を受理したときは、委員会に審査を諮問するものとする。ただし、第12条第1項に定める場合においてはこの限りでない。

2 委員会が必要に応じ、研究代表者及び研究に関わる者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

3 前項により出席した研究代表者及び研究に関わる者は、議事に加わることができない。

4 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

(審査の判定)

第10条 委員会は、学長から諮問があった場合、審査を行うものとする。

2 審査の判定区分は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(審査の結果)

第11条 委員長は、審査の結果について、答申書（様式2。以下「答申書」という。）により速やかに学長に答申するものとする。

2 学長は、前項の答申に基づき、審査結果通知書（様式3。以下「通知書」という。）により申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

3 学長は、委員会の審査結果に疑義が生じたときは、委員会に再審査を諮問することができる。

(審査の特例)

第12条 学長は、当該審査が特に緊急を要し、かつ、審査事例に基づいて審査の結果が明確に推定できるものについては、委員長と協議の上、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定す

ることができる。

2 前項により、委員会の審査を経ずに承認の可否を決定した場合、委員長は決定後速やかに判定結果を委員会に報告するものとする。

3 第1項の手続きを経て承認の可否が決定した場合、学長は速やかに可否を研究代表者に通知するものとする。

(研究の開始)

第13条 第11条第2項の通知書により承認された場合は通知日から、また、「条件付承認」とされた場合は、通知された条件や指示に従い、通知日から研究を開始することができる。

(不服申立ての審査)

第14条 研究代表者は、審査の結果に異議があるときは、研究倫理審査結果不服申立書(様式4。以下「不服申立書」という。)により、学長に不服申立てをすることができる。

2 不服申立ては、第11条第2項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。

3 学長は、第1項の不服申立てを受けた場合は、委員会に審査を諮問することができる。

4 委員会は、前項の求めがあった場合、当該不服申立てについて審査し、判定を行うものとする。

5 前項の判定の区分については、第10条第2項各号の規定を準用する。

6 委員長は、審査の結果について、答申書により速やかに学長に答申するものとする。

7 学長は、第4項の協議の結果又は委員会の報告に基づき、通知書により不服申立書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

(研究計画の継続・変更)

第15条 研究代表者は、研究計画を継続又は変更しようとするときは、申請書を学長に提出するものとする。

2 学長は、委員長と協議の上、委員会に審査を諮問することができる。

3 委員会は、前項の求めがあった場合、当該研究計画の変更について審査し、判定を行うものとする。

4 前項の判定の区分については、第10条第2項各号の規定を準用する。

5 委員長は、審査の結果について、答申書により速やかに学長に答申するものとする。

6 学長は、第2項の協議の結果又は委員会の報告に基づき、申請書が提出された日の属する月の翌月末までに、研究代表者に判定結果を通知するものとする。

(研究の検証)

第16条 学長は、必要に応じ研究代表者から当該研究について研究終了報告書(様式5)の提出を求めることができる。また、研究終了報告書の内容について疑義が生じた場合は、委員会に調査を諮問することができる。

2 委員会は学長から諮問があった場合、提出された報告書について調査し、結果を速やかに学長に報告するものとする。

3 学長は、前項の報告に基づき、当該研究に改善すべき事項があるときは、必要な指導・勧告を行うものとする。

(事務の処理)

第17条 委員会の事務は、総務部企画課が処理する。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、法人の承認を得て学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行し、施行日以後に行われる研究から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。